

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格簡易ボイラー等構造規格 のうち簡易ボイラー等構造規格の改正内容

○簡易ボイラー等構造規格 P33～34

(赤字傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(水圧試験) 第 1 条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第13条第3項第25号に掲げる機械等（以下「簡易ボイラー」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならない。 1 令第 1 条第 3 号ロ、<u>へ</u>及び<u>ト</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲージ圧力（以下「最高圧力」という。）が 0.1メガパスカル以下のもの 0.2メガパスカル 2 令第 1 条第 3 号ロ、<u>へ</u>及び<u>ト</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が 0.1メガパスカルを超え、0.42メガパスカル以下のもの 最高圧力の 2 倍の圧力 <u>3 令第 1 条第 3 号ホに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が 0.1メガパスカルを超えるもの（同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。） 最高圧力の 1.3 倍の圧力又は最高圧力に 0.1メガパスカルを加えた圧力のいずれか大きい値の圧</u> <u>4</u> 令第 1 条第 3 号<u>へ</u>及び<u>ト</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が 0.42メガパスカルを超え、1.5メガパスカル以下のもの 最高圧力 1.3 倍に 1.3メガパスカルを加えた圧力	(水圧試験) 第 1 条 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 13 条第 3 項第 25 号に掲げる機械等（以下「簡易ボイラー」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならない。 1 令第 1 条第 3 号ロ、<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲージ圧力（以下「最高圧力」という。）が 0.1メガパスカル以下のもの 0.2メガパスカル 2 令第 1 条第 3 号ロ、<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が 0.1メガパスカルを超え、0.42メガパスカル以下のもの 最高圧力の 2 倍の圧力 (新設) <u>3</u> 令第 1 条第 3 号<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が 0.42メガパスカルを超え、1.5メガパスカル以下のもの 最高圧力の 1.3 倍に 1.3メガパスカルを加えた圧力

5 令第1条第3号トに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が
1.5メガパスカルを超えるもの 最高圧力の1.5倍の圧力
6・7 （略）

（安全弁等）

第4条 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー（同号ハ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁又はこれに代わる安全装置（次条において「安全弁等」という。）を備えたものでなければならない。

2 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号ニ及びホに掲げる温水ボイラー（同号ハ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する逃がし弁を備えたものでなければならない。ただし、逃がし管を備えたものについては、この限りでない。

3 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号ハ及びトに掲げる貫流ボイラーは、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁（温水ボイラーにあつては、逃がし弁）を備え、かつ、ボイラー水が不足した際に自動的に燃料の供給を遮断する装置又はこれに代わる安全装置を備えたものでなければならない。

（自動温度制御装置等）

第4条の2 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号ホに掲げる木質

4 令第1条第3号ハに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が
1.5メガパスカルを超えるもの 最高圧力の1.5倍の圧力
5・6 （略）

（安全弁等）

第4条 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー（同号ホ及びハに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁又はこれに代わる安全装置（次条において「安全弁等」という。）を備えたものでなければならない。

2 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号ニに掲げる温水ボイラー（同号ホ及びハに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、最高圧力に達すると直ちに作用する逃がし弁を備えたものでなければならない。ただし、逃がし管を備えたものについては、この限りでない。

3 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号ホ及びハに掲げる貫流ボイラーは、最高圧力に達すると直ちに作用する安全弁（温水ボイラーにあつては、逃がし弁）を備え、かつ、ボイラー水が不足した際に自動的に燃料の供給をしや断する装置又はこれに代わる安全装置を備えたものでなければならない。

（新設）

<u>バイオマス温水ボイラー（同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。）は、水温を摂氏百度以下とする自動温度制御装置及び水温が摂氏百度を超えた場合に直ちに摂氏百度以下とする冷却装置を備えたものでなければならない。</u> <u>2 前項の冷却装置は、停電の場合においても有効に作動するものでなければならない。</u> <u>（燃焼安全装置）</u> <u>第 4 条の 3 簡易ボイラーのうち、令第 1 条第 3 号ホに掲げる木質バイオマス温水ボイラー（同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同号へ及びトに掲げる貫流ボイラー並びに手動で燃料の供給を遮断することができるものを除く。）は、燃焼安全装置（燃焼の状態を監視して、異常消火、炉内の温度の異常な上昇その他の異常（次項において「燃焼の状態等に係る異常」という。）があつた場合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、逆火を防止するものという。）を備えたものでなければならない。</u> <u>2 前項の燃焼安全装置は、燃焼の状態等に係る異常があつたことによる燃料供給の遮断が起こつた場合に、手動による操作をしない限り燃料の供給を再開できないものでなければならない。</u> （表示） 第 6 条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項を記載した銘板が取り	（新設） （表示） 第 6 条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項を記載した銘板が取り
--	---

